

第 4 5 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 8月31日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

市長より要望で議員と統一教会の調査結果

（2022. 10. 25、2022. 12. 26付けで市長より提出のあった申し入れに対する調査結果）

- 2 同年 9月13日、実施機関は、本件公開請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書は取得又は作成しておらず、存在しないと主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件公開請求にある「申し入れ」は、名古屋市会と旧統一教会関連団体との関わりについて、①令和 4年10月25日付で文書番号、所管課不記載の差出人「名古屋市長河村たかし」と手書きされた実施機関宛ての「調査申入書」と題する文書及び②同年12月26日付で文書番号、所管課不記載の差出人「名古屋市長河村たかし」と手書きされた実施機関宛ての「令和 4年10月25日付け調査申入書に関する再度の申入」と題する文書（以下これらを「本件調査申入書」という。）であり、実施機関宛てに提出された後、それぞれ同日付で市会事務局において収受したものである。

- (2) 市会事務局は、実施機関宛てに提出された本件調査申入書について、当

時の実施機関から各会派に情報提供がなされ、その対応は各会派に委ねられたと聞いている。したがって、市会事務局において調査結果に関する行政文書は作成していない。また、市会事務局において調査結果に関する行政文書は収受していない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 相手が市長であるから存在しないのがおかしい。

(2) 議員・政党等が市長や市当局に予算等要望を出しており、議員と市長は要望し、片方は回答をする関係である。そのため、市長が議長あてに要望を出した場合、回答があるはずである。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、実施機関あての本件調査申入書に対する調査結果に係る文書であると解される。

(2) 実施機関は本件対象文書を取得又は作成しておらず不存在であると主張しているため、その点について、以下検討する。

ア 実施機関に確認したところ、令和 4年10月25日付け及び同年12月26日付け本件調査申入書の受け取りの際、議長が不在であったため、市会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）が受け取り、收受印を押印のうえ保管した。その後、事務局職員から議長へ報告し、議長から各会派へ申し入れがあった旨を伝達したとのことであった。

イ 本件調査申入書の対応は各会派に委ねられたことから、議長及び市会事務局において本件対象文書の作成はしておらず、また各会派の調査結果の取りまとめもしていないとのことであった。

ウ したがって、本件対象文書は作成及び取得していないとする実施機関の主張は不合理とまではいえず、またこれを覆す事実も認められない。

(3) 次に、名古屋市公式ウェブサイト（令和 5年 4月 3日市長定例記者会見「旧統一教会との関係性にかかる調査について」）に記載された情報によれば、会派によっては本件調査申入書に対する調査結果を直接市長に回答していることが窺われるため、会派が作成・取得した文書について、以下検討する。

ア 名古屋市議会基本条例（平成22年 3月29日名古屋市条例第14号）第13条において、議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができ、会派は議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究等を行うものと規定している。

イ 名古屋市会においても複数の会派が結成されているが、それは議会の中で所属する政党や主義・主張を同じくする議員が集まりその政策実現のために任意で結成し活動をしているものであり、議事機関としての名古屋市会そのものの機関とはいえず、実施機関である議長の職務上の指揮監督権が及ぶものではない。

ウ したがって、会派は実施機関に含まれず、会派が作成・取得した文書は、条例に規定する行政文書公開請求の対象ではないと認められる。

4 以上のことから、本件対象文書を作成・取得しておらず不存在とした実施機関の決定に不合理な点はない。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 9月20日	諮問書の受理
11月14日	弁明書の写しの受理
11月15日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 6年12月20日 (第79回第 1小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
令和 7年 2月21日 (第81回第 1小委員会)	調査審議
3月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 米澤孝充、委員 渡部美由紀